

危険物の規制に関する規則の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>(1) 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策【規則第 40 条の 3 の 3 の 2 関係】について、現在、荷卸し中の固定給油設備等を使用している施設が全国的に散見されるため、コンタミ防止措置等の安全が確保されることを担保とした規制緩和はおおむね賛成です。</p> <p>(2) 予防規程に定めなければならない事項【規則第 60 条の 2 関係】について、今回の改正対象とならない「荷卸し中の固定給油設備等の使用を中止しなければならない施設」の予防規程にその旨を明記することとする必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 御賛同意見として承ります。 <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防規程は、事業者が各事業所において行われる危険物の貯蔵・取扱いに応じて火災予防のために保安上必要な事項を規定するものであるため、予防規程に「荷卸し中の固定給油設備等の使用を中止しなければならない施設」である旨を明記することを義務付けることとはしていません。 	無
2	—	<p>(1) 危険物の規制に関する政令（改正案）第 3 条について、固定給油設備からガソリンを容器に詰め替える作業について、1 日あたり指定数量以上の当該行為が可能になったと理解してよろしいか。</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令（改正案）第 3 条について、固定給油設備から軽油を容器に詰め替える作業は引き続き認められないという理解でよろしいか。認められない場合、その理由は何か。</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物の規制に関する規則（改正案）第 25 条の 2 第 2 号チに規定する構造のホース機器を有する固定給油設備であれば、当該固定給油設備に接続する専用タンクからガソリンの容器への詰替えが数量にかかわらず可能となるものです。 <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定給油設備から軽油を容器に詰め替える作業は需要が見込まれていないことから、改正案のとおり認めておりません。 	無

		(3) 危険物の規制に関する規則（改正案）第 40 条の 3 の 3 の 2 第 3 号の「専用タンク（注入口含む。）」と「専用タンク」の違いは何か。このように書き分ける意図は何か。	(3)について <ul style="list-style-type: none"> 危険物の規制に関する規則（改正案）第 40 条の 3 の 3 の 2 第 3 号で規定している異物の混入を防止するための措置については、確実に専用タンクの注入口まで措置を講じていただく必要があることから、「専用タンク」ではなく「専用タンク（注入口を含む。）」と表記していたものですが、ご指摘を踏まえ改めて検討した結果、「専用タンク」に統一することとします。 	有
3	(個人)	危険物の規制に関する規則（改正案）第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号ニには、同号ロ及びハに掲げる場合（架台やパレットを用いて、段数三段以下かつ高さ 4.5m 以下に貯蔵する場合）以外の場合の基準を規定しており、三段を超え、又は 4.5m を超える場合に適用されると解釈してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の規制に関する規則（改正案）第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号ニは、三段を超え、又は 4.5m を超える場合に適用される条文ではありません。 このことについては、ご指摘を踏まえて、誤解が生じることがないように危険物の規制に関する規則（改正案）第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号を修正することとします。 	有
4	(個人)	<p>(1) ガソリンをドラム缶に詰め替える場合の静電気による火災の危険性について、検討会で検証されているのでしょうか。</p> <p>(2) 灯油等を車両に固定されたタンクにその上部から注入する場合には注入管が設けられていることが必要ですが、より危険なガソリンをドラム缶（通常 200 リットル）に詰め替える場合には注入管は必要ないのでしょうか。</p> <p>(3) ガソリンを多量に詰め替えする場合には静電気が多く発生すると考えられるので、容器の容量に制限を設けるべきではないでしょうか。</p>	<p>(1)及び(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 給油取扱所において、ガソリン又は軽油を給油する固定給油設備や灯油又は軽油を注入する固定注油設備については、危険物の規制に関する政令第 17 条第 1 項第 10 号において、静電気を有効に除去する装置を設けることとされています。 車両に固定されたタンクに灯油又は軽油を注入する場合は、注入管を用いて当該注入管の先端をタンクの底部に着けることでタンクと固定注油設備とを一体化させて接地させ、静電気の発生を防止する必要があります。 容器にガソリン等を注入する場合は、注入管を使用しなくても容器を地面に置くことにより接地することが可能であるため、ガソリンをドラム缶へ詰め替える場合について、注入管の使用を義務付けることとはしていません。 <p>(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「給油取扱所における業務のあり方に関する検討報告書」では、過去 10 年間の事故事例を踏まえたうえで、静電気火災の防止対策や詰替え・注入時の流出防止対策等の安全対策を講じる場合、給油取扱所における固定給油設備に接続された専用タンクから容器へのガソリンの詰替えを認めて支障 	無

		<p>(4) ガソリンをドラム缶よりも大きなプラスチック製容器に注入できることになるのは、危険ではないでしょうか。</p>	<p>ないこととされたところですが、当該詰替えを認めて支障ないこととする場合の安全対策として、容器の容量に制限を設けるべきとの結論には至らなかったため、容器の容量に制限を設けることとしていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、ガソリンの容器への詰め替え作業について、接地等の安全対策が適切に行われていない場合は詰め替え作業を行わないことについて、運用通知や各種講習会等の機会を通じて周知を図ることとします。 <p>(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給油取扱所において固定給油設備から容器へガソリンを詰め替え、ガソリンを収納した容器を当該給油取扱所から持ち帰る場合は、消防法第 16 条に基づき、その運搬方法について政令で定める技術上の基準に従う必要があることとされており、危険物の規制に関する政令第 28 条において危険物を運搬するための容器の構造及び最大容積について規定されています。 ・ この規定に適合しない容器へガソリンを詰め替えた場所から当該容器を移動させることは、運搬の基準に適合しない行為に該当し、消防法第 16 条違反として同法第 43 条第 1 項第 2 号に基づき罰則が適用されることから、ガソリンをドラム缶よりも大きなプラスチック製容器に注入する行為が行われることは想定されていません。 	
5	(個人)	<p>(1) リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討報告書（令和 5 年 2 月同検討会作成）P23 では、「樹脂製のパレットは長時間火がついたまま容易に消火できないことが確認されたことから、パレットは樹脂製以外とすべきである。」とされていますが、改正内容では、パレットの材質には触れていません。問題ないのでしょうか。</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討報告書では、スプリンクラー設備について欧米と同等以上の放水性能があり、貯蔵方法も同等であれば、火災を初期に消火することが可能であるとの結論に至っています。 また、欧米の基準では樹脂製パレットの使用は禁止されていません。 ・ 欧米と同等のスプリンクラー設備を設置すれば火災安全性が確保されとの結論が得られていることから、パレットを樹脂製以外とすべきことについては、法令での義務付けは行 	無

		<p>(2) 避雷設備について、危険物の規制に関する政令第 10 条第 1 項第 14 号の規制は他の屋内貯蔵所で規制していますが、今回の改正では、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所では、該当しない条項とされています。</p> <p>原則、指定数量 10 倍を超えるのであれば火災リスクを避けるために、避雷設備を要すると思いますが、問題ないのでしょうか。</p> <p>(3) 危険物の規制に関する政令（改正案）第 10 条第 6 項に「前各項に掲げる基準の特例を定めることができる」とありますが、「第 1 項及び第 3 項から第 5 項に掲げる基準の特例」とはならないのでしょうか。</p> <p>(4) 危険物の規制に関する規則（改正案）第 27 条の 3 第 3 項第 2 号は、改正しなくてもよいのでしょうか。</p>	<p>わなないこととし、推奨事項として運用通知や各種講習会等の機会を通じて周知を図ることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、安全対策として、消火設備については、スプリンクラー設備のみではなく、消火器についても設置を義務づけています。 <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン蓄電池において、危険物である電解液は電池に封入され容易に漏れ出すおそれがなく、また、今回の特例ではスプリンクラー設備等についてアメリカやドイツと同等の基準を満たすことを条件としており、検討会の結論として、この条件を満たしていれば火災安全性が確保されとの結論に至っています。 <p>(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の知見の蓄積等を踏まえて、危険物の規制に関する政令第 10 条第 2 項第 1 号に規定する階高や同第 2 号に規定する床面積の特例等を規定する可能性もあることから、危険物の規制に関する政令（改正案）第 10 条第 6 項においては「前各項」と規定しています。 <p>(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正により、現行の危険物の規制に関する規則第 27 条の 3 第 3 項第 2 号は削除しています。 	
6	(個人)	<p>10 年以上ガソリンスタンドに勤務していますが、荷卸し中の給油が禁止されているとは知りませんでした。</p> <p>危なくないように安全強化されるなら政令改正に賛成です。</p>	<p>危険物の規制に関する政令（改正案）第 27 条第 6 項第 1 号ト(1)に基づき、危険物の規制に関する規則（改正案）第 43 条の 3 の 3 の 2 で定める異物の混入を防止するための措置等を講じていない場合は荷卸し中の固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止する必要があることについて、引き続き周知を図ってまいります。</p>	無

○提出意見数：6 件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。